

地方独立行政法人神奈川県立病院機構修学資金貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。)第20条の規定により文部科学大臣又は厚生労働大臣が指定した学校又は養成所(以下「助産師養成施設」という。)に在学する者、法第21条の規定により文部科学大臣又は厚生労働大臣が指定した学校又は養成所(以下「看護師養成施設」という。)に在学する者に修学に必要な資金を貸付けることで、その者の修学を容易にし、地方独立行政法人神奈川県立病院機構(以下「機構」という。)に勤務する環境を整えることを目的とするため、修学資金に関し必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第2条 修学資金の種類は、看護師修学金、助産師修学金及び修学生活援助金とする。

2 前項の修学資金は、無利息とする。

(修学資金の貸付)

第3条 機構は、看護師養成施設に在学し、卒業後直ちに機構の助産師、又は看護師(以下「看護師等」という。)として勤務する意思を有する者に、看護師修学金を貸付ける。

2 機構は、助産師養成施設に在学し、卒業後直ちに足柄上病院又はこども医療センターの看護師等として勤務し、かつ助産師に関する業務を行う意思を有する者に、助産師修学金を貸付ける。

3 前各項のほか、養成施設を卒業後直ちに足柄上病院の看護師等として勤務する意思を有する者のうち、希望する者には、修学生活援助金を貸付ける。

(選考)

第4条 理事長は、選考によって修学資金の貸付を受ける者(以下「借受生」という。)を決定する。

(修学資金の月額)

第5条 看護師修学金の額は、月額5万円とする。

2 助産師修学金の額は、月額8万円とする。

3 修学生活援助金の額は、月額3万円とする。

(貸付期間)

第6条 修学資金の貸付期間は、原則として、借受生と認められた日の属する月から養成施設の修業年限が終了する日の属する月までとする。

ただし、借受生が希望する場合又は人事部長が特に認める場合には、借受生と認められた日の属する年度の開始月に遡って貸付けることができる。

(貸付の休止)

第7条 借受生が休学したときには、休学した日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの修

学資金の貸付を休止することができる。

(貸付の廃止)

第8条 借受生が次の各号のいずれかに該当する場合には、その該当するに至った日の属する月の翌月から修学資金の貸付を廃止する。

- (1) 看護師養成施設又は助産師養成施設を退学し、又は退学させられたとき。
- (2) 借受生であることを辞退したとき。
- (3) 心身の故障のため、看護師養成施設又は助産師養成施設を卒業する見込みがないと当該養成施設の長が認めたとき。
- (4) 停学の処分を受けたとき。
- (5) 学業成績又は性行が著しく不良となったと当該養成施設の長が認めたとき。
- (6) 虚偽その他不正な方法により借受生となったことが明らかとなったとき。
- (7) その他修学資金の貸付の目的を達成する見込みがないと理事長が認めたとき。

(返還義務)

第9条 修学資金の貸付を受けた者は、貸付を受けた修学資金の全額を返還しなければならない。

(債務の免除)

第10条 前条の規定にかかわらず、修学資金の貸付を受けた者が次のいずれかに該当することとなった場合には、返還期日が到来していない修学資金にかかる債務は免除する。

- (1) 貸付期間に相当する期間引き続き看護師等として機構に勤務したとき(ただし、看護師修学金にかかる債務に限る)
- (2) 貸付期間に相当する期間引き続き足柄上病院又はこども医療センターの看護師等として勤務し、かつ助産師に関する業務を行ったとき(ただし、助産師修学金にかかる債務に限る)
- (3) 死亡したとき。
- (4) その他理事長が特に認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、修学生活援助金の貸付を受けた者が足柄上病院に勤務しないこととなった場合には、修学金にかかる債務は免除しない。

(返還の猶予)

第11条 理事長は、修学資金の貸付を受けた者が次のいずれかに該当する場合には、当該事情が継続している間、修学資金の返還を猶予することができる。

- (1) 看護師等として機構に勤務しているとき。
- (2) 進学(法第19条第1号若しくは第2号又は第20条第1号若しくは第2号の規定により文部科学大臣又は厚生労働大臣が指定した学校又は保健師養成所若しくは助産師養成所への進学に限る)被災、心身の故障その他特別の事情により修学資金の返還が困難であると認められるとき。

2 前項の規定にかかわらず、修学生活援助金の貸付を受けた者が足柄上病院に勤務しないこととなった場合には、修学金の返還は猶予しない。

(延滞利息の徴収)

第12条 理事長は、修学資金の貸付を受けた者が正当な理由なく修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収することができる。

(委任)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、人事部長が別に定める。

附則

この要領は、平成23年3月14日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。